

那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱

平成20年7月9日

副市長 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(施行令第167条の13の規定において準用する場合を含む。)及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第11条の規定による最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える業務委託(測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、磁気探査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。)のうちから選定する。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次の各号により算出した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「最低制限基本価格」という。)に消費税相当額を加算した額とする。また、最低制限基本価格に「1.000」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。この場合において、ランダム係数を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 建設工事の場合

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格(消費税抜きの予定価格をいう。この号及び次号において同じ。)の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 業務委託の場合

別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額とする。

ただし、その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- 2 建設工事及び業務委託の性質上、前項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、予定価格の10分の7以上で適宜の額とする。
- 3 最低制限価格は予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合には、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面（以下、「最低制限価格調書」という。）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 4 ランダム係数を開札時に電子入札システムで決定する場合は、前項中「最低制限価格」とあるのは「最低制限基本価格」と読み替えるものとする。この場合において、最低制限価格は開札時に決定した時点で入札執行者が最低制限価格調書に追記するものとする。

（委任）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

付 則（平成20年7月9日副市長決裁）

この要綱は、平成20年7月15日から施行する。

付 則（平成21年4月28日副市長決裁）

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則（平成22年7月13日副市長決裁）

- 1 この要綱は、平成22年7月22日から施行する。
- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。
- 3 那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱（平成21年7月7日副部長決裁）を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
3 第3条第1項第1号の適用については、平成21年7月8日から当分の間、同号ア中「直接工事費の額に10分の9.5を乗	

じて得た額」とあるのは「直接工事費の額」と、同号イ中「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」とあるのは「共通仮設費の額」とする。
--

備考 本則の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則（平成23年7月14日副市長決裁）

- 1 この要綱は、平成23年7月15日から施行する。
- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則（平成24年8月10日都市計画部長決裁）

- 1 この要綱は、平成24年8月14日から施行する。
- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則（平成25年5月22日都市計画部長決裁）

この要綱は、平成25年5月22日から施行する。

付 則（平成25年9月11日都市計画部長決裁）

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成26年4月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成26年12月26日都市計画部長決裁）

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

付 則

（施行日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知そ

の他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成29年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、施行日以後に予算執行伺を決裁する入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に予算執行伺を決裁する入札の公告、入札参加者の指名通知その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月6日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、令和7年1月6日以後に入札の公告又は入札参加者の指名を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は入札参加者の指名を行う契約については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市建設工事等に係る最低制限価格設定基準要綱の規定は、施行日以後に入札の公告又は入札参加者の指名を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告又は入札参加者の指名を行う契約については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の7.5を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額
磁気探査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の8を乗じて得た額

補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
---------------	---------	--------	----------------------	----------------------